

職員課

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月14日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第5号

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務代理者を定める規則（昭和39年長野県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第1項中「早川恵理」を「小岩正貴」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

人事課

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月14日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第6号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和39年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(3)の項中「夏期用作業シャツ」を

「夏期用作業シャツ」に、「防寒服」を

「防寒衣」に、

作業服 夏期用作業シャツ	1着 2着	2年 2年	
防寒衣	1着	4年	
長ぐつ	1足	2年	
作業帽子	1個	4年	
白衣	1着	2年	レントゲン車を運転する職に限る。

を

作業服 夏期用作業シャツ	1着 2着	2年 2年	
防寒衣	1着	4年	
長ぐつ	1足	2年	
作業帽子	1個	4年	

に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月14日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第7号

公害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公害の防止に関する条例施行規則（昭和48年長野県規則第7号）の一部を次のように改正する。

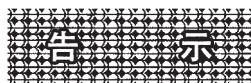
第18条第2号中「同条第10項」を「同条第9項」に、「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

別表第4の1の備考の3の表の水素イオン濃度の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

#### 附 則

この規則中、第18条第2号の改正規定は公布の日から、別表第4の1の備考の3の表の水素イオン濃度の項の改正規定は平成31年7月1日から施行する。

水大気環境課



### 長野県告示第104号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成31年3月14日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
松本市立病院	松本市波田4417-180	平成34年3月30日

医療推進課

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 長野県告示第105号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成31年3月14日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
高田 宗武	呼吸器	松本市本庄2-5-1 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院
有吉 大	肢体不自由	佐久市岩村田1862-1 佐久市立国保浅間総合病院
南谷 淳	肢体不自由	中野市大字小田中462-1 医療法人 南谷整形外科
澤田 祐介	音声・言語 そしゃく 心臓 腎臓 呼吸器 小腸	上田市古里92-18 さくらファミリークリニック
城下 晃	そしゃく	中野市西1-5-63 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院
永井 史緒	音声・言語 そしゃく 肢体不自由	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
大橋 伸朗	心臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
和田 洋典	呼吸器	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
曾根原 圭	呼吸器	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
野沢 修平	呼吸器	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
鹿児島 崇	肢体不自由	上田市中央西1-1-20 医療法人慈善会 安藤病院
植竹 智義	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 肝臓	南佐久郡佐久穂町大字高野町328 佐久穂町立千曲病院

障がい者支援課

## 長野県告示第106号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成31年3月14日

長野県知事 阿部 守一

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
澤田 祐介	東御市鞍掛198 東御市民病院	上田市古里92-18 さくらファミリークリニック
半田 正樹	中野市西1-5-63 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院	中野市吉田894-1 はんだクリニック
高梨 誠司	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	中野市西1-5-63 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院

障がい者支援課

**長野県告示第107号**

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成31年3月14日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日
塩田 邦晶	飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院	平成30年12月31日

障がい者支援課

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第108号**

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成31年3月14日

長野県知事 阿部 守一

大町市常盤字須沼9269番1、9270番、9272番、9273番、9274番、9275番及び9276番

産業立地・経営支援課

**長野県告示第109号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成31年3月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林の所在場所  
下伊那郡阿智村智里4173の13、4173の15、4173の55、4190の2
- 2 指定の目的  
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（1級基準点の設置）

2 作業期間

平成31年3月11日から平成31年3月31日まで

3 作業地域

岡谷市

建設政策課

**長野県告示第111号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定します。

平成31年3月14日

## 長野県知事 阿部守一

## 1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道 梓橋田沢停車場線	安曇野市豊科高家1455番1地先から 安曇野市豊科南穂高111番24地先まで
国道117号	中野市大字豊津2534番4地先から 中野市大字永江2079番1地先まで

## 2 指定する期日 平成31年4月1日

道路管理課

## 長野県告示第112号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定するとともに、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めます。

平成31年3月14日

長野県知事 阿部守一

## 1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道 梓橋田沢停車場線	安曇野市豊科高家1455番1地先から 安曇野市豊科南穂高111番24地先まで
国道147号	安曇野市豊科2661番2地先から 松本市大字島内8078番2地先まで

## 2 指定する期日 平成31年4月1日

## 3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

## (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り出すためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

## (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

## (3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

道路管理課

## 長野県告示第113号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成31年2月28日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

平成31年3月14日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
新 寺島 瞳史	諏訪郡下諏訪町湖浜6158-6 セブンイレブン下諏訪湖浜店	諏訪郡下諏訪町湖浜6158-6 セブンイレブン下諏訪湖浜店
	諏訪郡下諏訪町東町中626	諏訪郡下諏訪町西四王4862-8 セブンイレブン下諏訪一ツ浜店

会計課

## 長野県告示第114号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成31年3月13日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成31年3月14日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
千曲市職員労働組合売店	千曲市大字杭瀬下84	千曲市大字杭瀬下84 千曲市役所更埴庁舎売店

会計課

## 選告示第13号

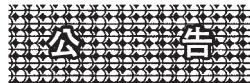
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成31年3月14日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

別表中	〔	35,071	〔	35,014	を	に改める。	〕
		319,191		318,835			
		105,479		105,302			
		65,963		65,910			
		46,541		46,476			
		19,782		19,732			
		27,901		27,852			
		13,730		13,701			
		19,275		19,249			
		11,880		11,853			
		18,711		18,679			
		9,050		9,030			
		18,458		18,405			
		7,933		7,912			
		6,643		6,615			
		21,733		21,712			
		18,629		18,611			
		39,510		39,511			
		21,250		21,207			
		8,389		8,382			
		27,318		27,289			
		7,033		7,006			
		22,838		22,823			
		16,770		16,720			
		7,942		7,904			
		6,409		6,393			
		8,852		8,816			
		6,498	〕	6,477			

選挙管理委員会



## 公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成31年3月14日

長野県知事 阿部守一

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

長野県統合型地理情報システムサービス提供業務委託 一式

## (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 履行期間

契約の日から平成36年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

## (4) 入札方法

ア 価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価一般競争入札」という。）により行います。

イ 入札者は、入札説明書に定める技術提案書を入札書とともに提出してください。

ウ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

## (1) 参加者の資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

イ 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。

ウ 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

エ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

オ 測量法（昭和24年法律第188号）第48条第1項に規定する測量士又は情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第29条第1項に規定する情報処理技術者試験（試験の区分は問わない。）の合格者その他の情報処理に関する資格を有する者で、システム開発に関し豊富な経験を有する者を配